

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

熊野町では、令和8年度高齢者肺炎球菌予防接種を下記のとおり実施しています。
これまで、高齢者肺炎球菌の予防接種を一度も受けたことがない人が対象です。

【対象者】

接種日に熊野町に住民票があり、一度も高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがない人※で、以下のいずれかに該当する人

※ 接種費用を全額自己負担で受けたことがある人も対象外です。

- (1) 接種日時点で 65歳 の人
- (2) 60歳～64歳 で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害を有する人

【接種期間】 66歳の誕生日の前日 まで

〈ご注意〉 期間外に接種を受けた場合は、接種費用の全額が自己負担となります。
また、予防接種法に基づく健康被害救済の対象になりません。

【自己負担金】 接種費用のうち、3,500円を医療機関でご負担いただきます。

次の方は無料になります。事前に健康推進課で手続きを行ってください。

- ① 生活保護世帯に属する方
- ② 町民税非課税世帯に属する方

【事前に健康推進課で手続きが必要な方】

- ・生活保護世帯に属する人
- ・町民税非課税世帯に属する人
- ・契約医療機関以外の医療機関で接種される人

接種後の申請は受付できませんので
ご注意ください

【医療機関】



契約医療機関

【熊野町内】

〔出来庭〕	片山医院
〔萩 原〕	藤田小児科医院
〔萩 原〕	児玉クリニック
〔萩 原〕	りんりんクリニック (*1)
(*1) 往診者のみに接種	

〔川 角〕	豊田レディースクリニック
〔貴 船〕	梶山医院
〔出来庭〕	熊野ゆうあいホーム (*2)
〔出来庭〕	さかい内科リウマチ科
(*2) 入所者のみに接種	

【熊野町外】

〔坂 町〕	済生会広島病院
-------	---------

※契約医療機関は変わることがあります。



その他の医療機関で接種を希望される人

以下の場合、事前に健康推進課で手続きを行ってください。

県内の広域接種受託医療機関で接種を受ける場合（表面の医療機関以外）
接種券を発行します。

県外や接種券使用不可の医療機関で接種を受ける場合

医療機関宛の依頼書を発行します。

接種費用の全額をお支払いいただいたうえで、償還払いとなります。

接種後は、以下の手続きをしてください。



接種費用の償還払い

接種費用の全額を支払った人は、支払額（上限額あり）と自己負担額の差額を償還払いしますので、接種後、速やかに次の書類等を健康推進課にお持ちください。

- (1) 定期予防接種費用償還払い申請書 (3) 予防接種予診票原本（医療機関が作成）
(2) 領収書（医療機関発行の原本） (4) 振込口座が確認できる書類（通帳のコピー等）

※償還払いの手続きは事前に健康推進課で手続きをし、県内の広域接種受託医療機関以外、または県外で接種を受けた場合に限ります。

肺炎球菌感染症とは？

肺炎は、様々な原因で起こりますが、その原因として細菌やウイルスがあります。中でも「肺炎球菌」という細菌によってひきおこされる病気が肺炎球菌感染症です。その菌は主に気道の分泌物に含まれ、だ液などを通じて飛沫感染します。

日本人の約3～5%の高齢者では、鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎の予防について

肺炎を予防するには、細菌やウイルスが体に入り込まないように人が多く集まる場所から帰ってきたときには手洗い・うがいを心がけましょう。普段からの健康管理も重要です。栄養と睡眠を充分にとり、体の抵抗を強めることも効果的です。

予防接種の有効性

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

予防接種の副反応

予防接種の注射のあとが、赤みをおびたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。

非常にまれですが、アナフィラキシー様反応（呼吸困難、じんましん、発汗等）、血小板減少、知覚異常、急性神経根障害（ギランバレー症候群等）、蜂巣炎様反応があらわれることがあります。

（お問合せ） 熊野町 健康福祉部 健康推進課 電話 082-820-5637